

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 7 月 6 日

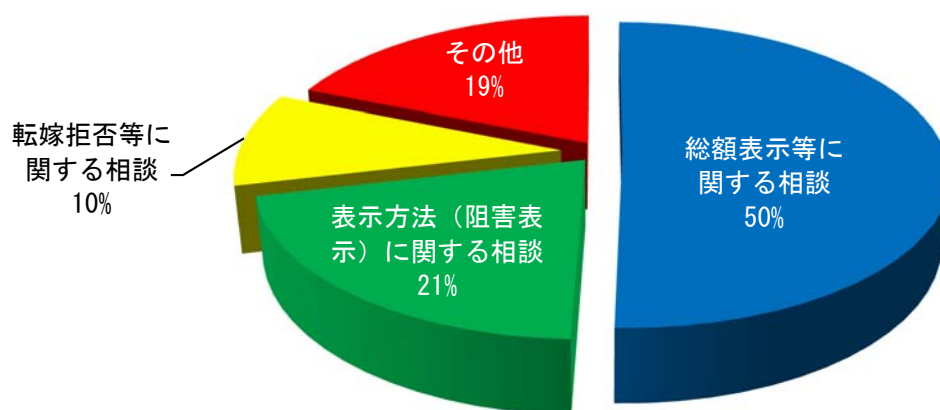
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 6 月（6/1～6/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

6 月の相談件数：電話 72 件、メール 29 件

【相談内容（全 101 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. チラシの価格表記について税込価格なのか税抜価格なのか記載していないものがある。消費者に対してチラシの価格が税込価格であるのか税抜価格であるのか明らかにしておく義務はないのか。

A. 課税事業者が消費者に対してチラシなどで取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税抜価格のみによる表示など税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

したがって、課税事業者が総額表示義務の特例により、税込価格を表示しない場合には、税抜価格であることを明らかにする義務（誤認防止措置を講じる必要）があります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 44 件

Q. 小売業者である。ある商品を一定個数以上買うと、1,000 円値引きするとの表記を広告で行いたいと考えている。その場合、消費者が支払う税込価格から値引きするのか、税抜価格から値引きするのか、どちらでなければならないとの決まりはあるのか。

A. 事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられています。どちらの方法を採るかによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引き方法に係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

Q. ある小売店の価格表記についての相談である。商品の値札には税抜価格として 100 円、参考として税込価格 108 円が1円単位で表記されている。ところがレジの支払のカウンターのところに「当店では、円単位を切り上げ 10 円単位でお支払いただきます」という趣旨のお知らせが掲示されていた。こうした方法だと、レジでの支払の段階になってはじめて、正確な税込価格がいくらになるのか分かることになる。こうした方法も認められるのか。

A. 実際には 10 円単位で請求しているのに、1円単位の税込価格表示を値札に付すことについては、景品表示法で禁止されている有利誤認表示に該当する可能性があります。

実際に問題となるかどうかは、個別の事案ごとに表示全体の内容等を総合的に勘案して判断されることとなります。

情報提供を希望される場合には、景品表示法を所管している消費者庁に御連絡いただくか、消費者庁の「違反被疑情報提供フォーム」を御利用願います。

http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html

○ 阻害表示に関する相談

Q. 飲食店を営んでいる。ウェブサイトにおいてコース料理について割引サービスとして「これまで提供してきた税抜価格が税込価格に」と記載し、案内することは問題ないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条は、消費税を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものですが、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

したがって、御相談のような表示については、当該広告や宣伝などの表示全体からみて、実質的に消費税分を値引きする等の表示と認められるような場合でない限り、直ちに同条に違反する表示には該当しません。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 元請事業者から発注を受けて、翻訳サービスを提供している事業者である。元請事業者との契約書上では、作業単価について内税である旨の記載はないが、元請事業者から、従来から作業単価について内税処理しているので、消費税率の引上げ後も作業単価に変更はないと一方的に言われたいか懸念している。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、従来の税込の作業単価に消費税率の引上げ分を上乗せした作業単価より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。契約書における規定の有無にかかわらず、従来から内税処理で作業単価を定めているとの理由で作業単価を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

○ その他

Q. 消費税の課税対象となる取引は、一定の要件を満たす「資産の譲渡」、「資産の貸付け」、又は「役務の提供」に係る取引であり、特許権等の知的財産権のライセンス取引は、資産の貸付けに当たるので消費税の課税対象となる取引となることは理解している。消費税転嫁対策特別措置法では、第3条において「特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」と規定しているところ、特許権等の知的財産権のライセンス取引等の資産の貸付けに係る取引には、消費税転嫁対策特別措置法は適用されるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法の適用対象となる取引は、消費税の課税対象となる取引であることが前提となります。

御相談のような特許権等の知的財産権のライセンス取引等の資産の貸付けに係る取引が、消費税の課税対象となる取引である以上は、同法3条の適用対象となります。

なお、個別の取引が消費税の課税対象に当たるかどうかは、所轄の税務署に御確認ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610